

小学校作業部会で検討すべき論点

(2月26日時点版)

教員養成部会論点整理及び、教職課程・免許・大学院課程 WG 中間まとめ(案)
において示された免許制度全体における見直しの方向性を踏まえ、小学校教諭の免許制度や、その教職課程の在り方をどのように考えるか。

(教職課程・免許・大学院課程 WG 議事録より抜粋)

- それぞれの課程、大学が強み・専門性を生かしていくんだというところを前面に出していった際に、現在行われているような、例えば、特定分野に強みや専門性を持つ大学、学部であったり、それから、小学校でいいますと、いわゆる専科指導を優先的に実施しているような学部学科等に、いわゆる教員養成を主たる目的としない学部学科でも幼小の免許を置けるといふ、特例措置を置いています。

そことの関係で言いますと、それぞれの先ほど申しましたような課程が専門性をもっときちんと担保していく。しかも、それも学位プログラムとの関係で前面に出していくということがありますと、現在、それはあくまでも特例として認めているようなことと若干矛盾してくるというか、そごが出てくるような気がしますので、現在、特例的に認められているようなものも正面から認めていくというような、そういったことも少し視野に入れて検討していくということも、重要な論点になるのではないのかなというふうに考えています。

- (中略) 小学校のところで、目的養成であることを踏まえ、というような記述が入っておりますけれども、現在でも得意分野、専門性を持ったところだと、小学校の二種免を目的養成でなくても特例措置で出せるという仕組みがございます。そういった点を考えますと、小学校の教員養成については、小学校の学校現場に必要な専門性を身に付けさせることができる学位課程というのは、この目的養成以外のところにもあるのだらうと思いますので、可能性や機会を広げていくという意味でも、目的養成を中心としながらも、幅広いところで小学校の教員養成課程が置けるといふ、そういった前提で御議論いただくことも必要ではないか思っているのが2点目です。

(第 158 回教員養成部会の委員発言より抜粋)

- 現在 4 年制大学で小学校の二種免許が取れるのは、心理だとか福祉などの強みですとか、また、専門性と合わせる場合だとか、専科指導の優先の実施教科の中高の免許と合わせる場合に例外的に認められているのではないかなと思います。今回の改正によって、この例外的な措置というのが原則になるということかなというふうに思っているわけですが、したがって、教員養成を主たる目的とする学部学科のみ小学校の教員免許を設置できるというこの原則を見直して、開放制の大学においてもぜひ小学校免許を出す門戸を開いていくべきではないかなというふうに思っています。

最後に、小学校の教科の免許状というのは、現在いわゆる特別免許状でのみ認められているわけですが、今後専科指導の拡大ということを踏まえていくと、いわゆる一種免許状で小学校の教科の免許状が取得できる形とすることが望まれるのではないかなというふうに思っています。これらによって、より教科の専門性を持った教師が小学校においても現場に当たれるということの状況になるのではないかなというふうに考えています。

1. 小学校教諭免許状の在り方について

(論点)

- ① 学習指導要領の改訂等をふまえて変更すべき事項等があるか。
- ② 小学校の教職課程における「体育」の位置づけをどのように考えるか。
- ③ 「介護等体験」の位置づけをどのように考えるか。
- ④ 隣接する学校種との接続（小学校の場合は幼稚園、中学校）についてどのように考えるか。
- ⑤ その他、小学校教諭の養成段階で特に学んでおくべきことはあるか。
- ⑥ 小学校（幼稚園）の教職課程の認定を「教員養成を主たる目的とする学部学科」（いわゆる教育学部系）以外にも広げるべきか。
- ⑦ 普通免許状における、小学校の「専科」免許についてどのように考えるか。